

## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 31年 2月 6日

申請者 氏名又は名称 フリガナ カシキガイシャ フリガナ デンキ  
株式会社カトウ電器  
住所 奈良県五條市田園四丁目2番4号  
代表者氏名 フリガナ ダイヒョウトリシマリヤク フリガナ カウ ヒデノリ  
代表取締役 加藤秀規  
電話番号 0747-23-1556  
FAX番号 0747-25-2091  
メールアドレス [katoden@cronos.ocn.ne.jp](mailto:katoden@cronos.ocn.ne.jp)



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2  
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10  
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11  
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 7 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者	✓	18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	✓
7	五條市 水道事業管理者	✓	14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	✓

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

平成 31年 2月 6日

申請者 氏名又は名称 株式会社カトウ電器  
住 所 奈良県五條市田園四丁目2番4号  
代表者氏名 代表取締役 加藤秀規



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 カトウ ヒデノリ 加藤秀規	取締役 イノモト トオル 井ノ本徹
取締役 カトウ コウイチ 加藤皇一	監査役 カトウ キクコ 加藤喜久子
取締役 タケモト シノブ 竹本敏彦	
取締役 ヨシムラ ユキタカ 吉村幸高	
事業の範囲	管工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株 式 会 社 カ ト ウ 電 器
上 記 事 業 所 の 所 在 地	郵便番号 637-0093 住所 奈良県五條市田園四丁目2番4号  電話番号 0747-23-1556 F AX番号 0747-25-2091 メールアドレス katoden@cronos.ocn.ne.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
加藤秀規	第 2 9 6 2 5 5 号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上 記 事 業 所 の 所 在 地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	
給水装置工事主任技術者免状の交付番号	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

## 機 械 器 具 調 書

平成 31 年 2 月 6 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用の 機械器具	金切りのこ 塩ビカッター パイプカッター	6010	1	
		VC-0348	1	
		TCB-105	1	
管の加工用の 機械器具	やすり パイプねじ切り器	200丸型	1	
		SRB-SONEN01	1	
管の接合用の 機械器具	トーチランプ パイプレンチ	ガスボンベ式	1	
		13mm～100mm	1	
水圧テスト ポンプ	電動式	KYC-20A	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成 31年 2月 6日

申請者

氏名又は名称	株式会社カトウ電器
住 所	奈良県五條市田園四丁目2番4号
代表者氏名	代表取締役 加藤秀規



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

## 履歴事項全部証明書

奈良県五條市田園四丁目2番地の4  
株式会社カトウ電器

会社法人等番号	1500-01-015428	
商号	株式会社カトウ電器	
本店	奈良県五條市田園四丁目2番4号	
	奈良県五條市田園四丁目2番地の4	平成 5年 9月27日更正
公告をする方法	官報に掲載する	
会社成立の年月日	平成1年4月5日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 家庭電器製品の販売</li> <li>2. 電器設備並びに通信設備の機器の販売</li> <li>3. 電器設備並びに通信設備の工事の施工</li> <li>4. 住宅設備機器販売及び工事の施工</li> <li>5. 不動産の売買</li> <li>6. 飲食店の経営</li> <li>7. 管工事業</li> <li>8. 建築工事業</li> <li>9. 貨物運送取扱業</li> <li>10. 貨物運送仲立業</li> <li>11. 運送代理店業</li> <li>12. 上記各号に附帯する一切の業務</li> </ol>	
発行可能株式総数	240株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 200株	
資本金の額	金1000万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡によって取得するには、取締役会の承認を要する。 平成18年 8月10日設定 平成18年 8月14日登記	

役員に関する事項	<u>取締役</u>	<u>加藤 皇一</u>	平成27年 6月 5日重任 ----- 平成27年10月 9日登記
	取締役	加藤 皇一	平成29年 6月 5日重任 ----- 平成29年 6月28日登記
	<u>取締役</u>	<u>竹本 敏彦</u>	平成27年 6月 5日重任 ----- 平成27年10月 9日登記
	取締役	竹本 敏彦	平成29年 6月 5日重任 ----- 平成29年 6月28日登記
	<u>取締役</u>	<u>吉村 幸高</u>	平成27年 6月 5日重任 ----- 平成27年10月 9日登記
	取締役	吉村 幸高	平成29年 6月 5日重任 ----- 平成29年 6月28日登記
	<u>取締役</u>	<u>井ノ本 徹</u>	平成27年 6月 5日重任 ----- 平成27年10月 9日登記
	取締役	井ノ本 徹	平成29年 6月 5日重任 ----- 平成29年 6月28日登記
	<u>取締役</u>	<u>鍵谷 恵美子</u>	平成27年 6月 5日重任 ----- 平成27年10月 9日登記
			平成28年 4月 1日辞任 ----- 平成28年 4月18日登記
	<u>取締役</u>	<u>加藤 秀規</u>	平成27年 6月 5日就任 ----- 平成27年10月 9日登記
	取締役	加藤 秀規	平成29年 6月 5日重任 ----- 平成29年 6月28日登記

奈良県五條市田園四丁目2番地の4  
株式会社カトウ電器

	奈良県五條市田園四丁目2番地の4 代表取締役 加藤 皇一	平成27年 6月 5日重任
		平成27年10月 9日登記
		平成28年 4月 1日辞任
		平成28年 4月18日登記
	奈良県五條市田園四丁目29番地の13 代表取締役 加藤 秀規	平成28年 4月 1日就任
		平成28年 4月18日登記
	奈良県五條市田園四丁目29番地の13 代表取締役 加藤 秀規	平成29年 6月 5日重任
		平成29年 6月28日登記
	監査役 浦 百 恵	平成25年 6月 5日就任
		平成25年 6月10日登記
		平成28年 4月 1日辞任
		平成28年 4月18日登記
監査役 加藤 喜久子	平成28年 4月 1日就任	
	平成28年 4月18日登記	
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成16年 9月 7日移記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

平成31年 1月29日

奈良地方法務局五條支局  
登記官

橋 本 浩 和





# 株式会社カトウ電器 定款

## 第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社カトウ電器と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 家庭電気製品の販売
2. 電器設備並びに通信設備の機器の販売
3. 電器設備並びに通信設備の工事の施工
4. 住宅設備機器販売及び工事の施工
6. 不動産の売買
7. 飲食店の経営
8. 建築工事業
9. 貨物運送取扱業
10. 貨物運送仲立業
11. 運送代理店業
12. 上記各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を奈良県五條市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社が発行することができる株式の総数は240株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の発行する株式については、株券を発行しないものとする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡によって取得するには、取締役会の承認を要する。

(相続人等に対する株式の売渡請求)

第8条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(名義書換)

第9条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株主として株主名簿に記載又は記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し共同して請求しなければならない。ただし、会社法施行規則22条1項各号に定める場合には、株式所得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当会社の株式について質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第11条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第12条 株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社の所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。これらを変更した場合も同様とする。

2 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

(基準日)

第13条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。

2 前項の場合のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するために必要があるときは、取締役の過半数の決定をもって臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

### 第3章 株 主 総 会

(招集及び招集権者)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

2 株主総会は、法令に別段の定め場合を除き、取締役社長がこれを招集する。社長に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。

3 株主総会を招集するには、会日より3日前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、総株主の同意があるときはこの限りではない。



4 前項の招集通知は、書面であることを要しない。

(議長)

第 15 条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故もしくは支障があるときは、他の取締役が議長になり、取締役全員に事故があるときは、総会において出席株主のうちから議長を選出する。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の普通決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

2 前項の代理人は、当会社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ、2人以上の代理人を選任することはできない。

(総会議事録)

第 18 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに署名もしくは記名押印又は電子署名をし、10年間本店に備え置く。

## 第4章 取締役、取締役会、監査役

(取締役及び監査役の員数)

第 19 条 当会社の取締役は3名以上、監査役は1名以上とする。

(取締役及び監査役の選任の方法)

第 20 条 当会社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 前項の選任については、累積投票の方法によらないものとする。

(取締役の資格)

第 21 条 当会社の取締役は、当会社の株主の中から選任する。ただし、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役及び監査役の任期)

第 22 条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結時までとし、監査役の任期は、就任後4年内の最終の決



算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した取締役及び監査役、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(取締役会の招集及び議長)

第 23 条 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があったときはあらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。取締役会の招集通知は、会日の 3 日前に各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(役付取締役)

第 24 条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長 1 名を選任し、必要に応じて副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。

(代表取締役)

第 25 条 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。

取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。

(監査役の監査の範囲)

第 26 条 当会社は、監査役の監査の範囲は会計に関するものに限定する。

(報酬)

第 27 条 取締役及び監査役の報酬及び退職慰労金は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。

## 第 5 章 計 算

(事業年度)

第 28 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から、翌年の 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当)

第 29 条 剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対して支払う。

(配当金の除斥期間)

第 30 条 剰余金の配当が、支払いを提供した日から 3 年を経過しても受領されない時は、当会社はその支払義務を免れるものとする。



この定款は、当社の現行定款に相違ありません。

平成31年 2月 6日

奈良県五條市田園4丁目2番地の4

株式会社カトウ電器

代表取締役 加藤 秀規



第二九六二五五号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

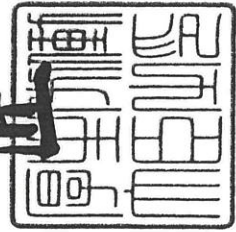
氏名 加藤 秀規

昭和五十一年三月十一日生

水道法(昭和三十九年法律第百七十七号)の  
規定により給水装置主任  
技術者免状を交付する。

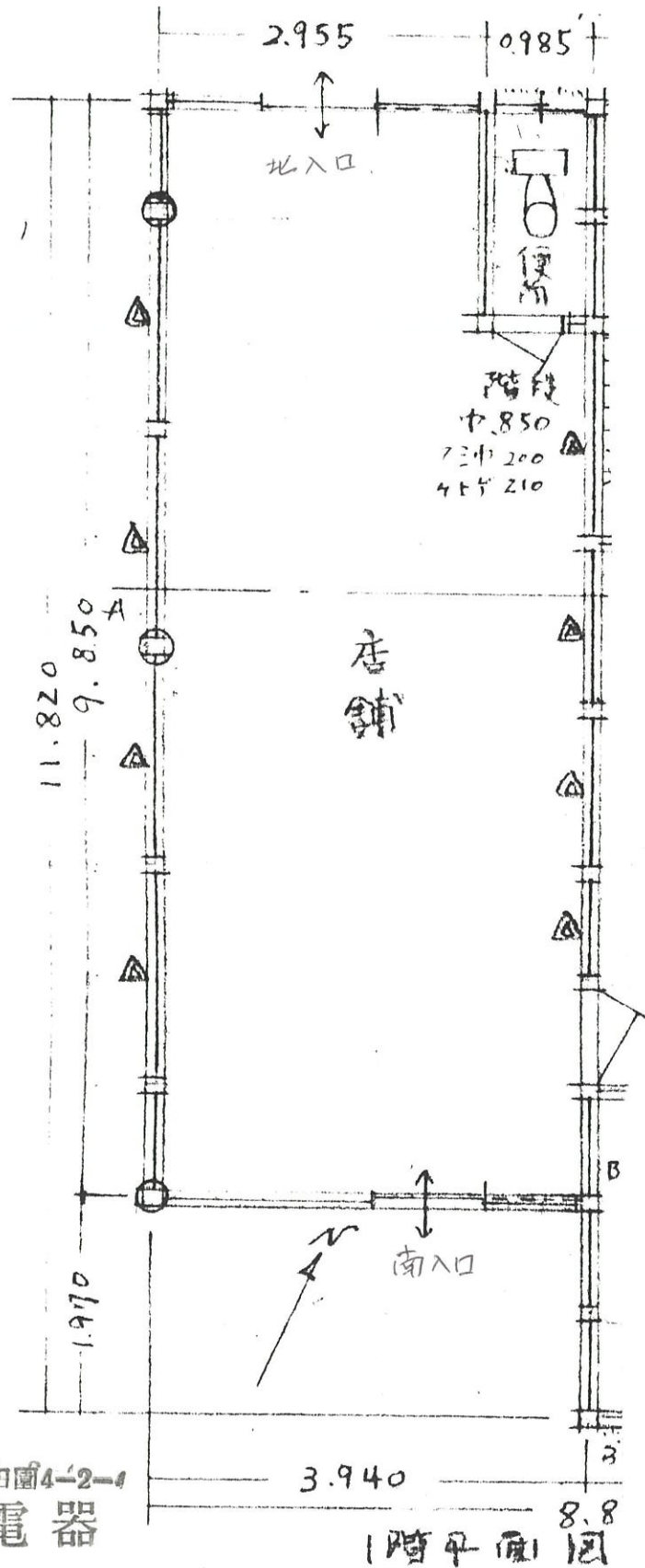
平成三十一年一月二十三日

厚生労働大臣 根本 眞



〔事業所の位置図〕





F637-0093 奈良県五條市田園4-2-1

(株)カトウ電器



【事業所の外観】



【事業所の室内】



## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 31年 2月 6日

申請者 氏名又は名称 フリガナ 株式会社カトウ電器 カフシキガイシャ デンキ  
 住所 奈良県五條市田園四丁目2番4号  
 代表者氏名 フリガナ 代表取締役 加藤秀規 ダイヒョウトリシマリヤク カウ ヒデノリ  
 電話番号 0747-23-1556  
 FAX番号 0747-25-2091  
 メールアドレス [katoden@cronos.ocn.ne.jp](mailto:katoden@cronos.ocn.ne.jp)



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2  
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10  
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11  
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 7 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者	✓	18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	✓
7	五條市 水道事業管理者	✓	14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	✓

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

平成 31年 2月 6日

株式会社カトウ電器

〒637-0093

届出者 奈良県五條市田園四丁目 2-4

代表取締役 加藤秀規



水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出  
解任  
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社カトウ電器	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
加藤秀規	第296255号	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第二九六二五五号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 加藤 秀規

昭和五十一年三月十一日生

水道法(昭和三十九年法律第百七十七号)の  
規定により給水装置主任  
技術者免状を交付する。

平成三十一年二月二十三日

厚生労働大臣 根本 匠

